

第一問

日本に常居所を有する日本人 X は、甲国に一週間出張することになり、甲国に常居所を有する甲国人 Y との間で、同国での滞在期間中、Y の自家用車を借り受ける契約(本件契約)を結んだ。本件契約は、甲国の Y の自宅で締結され、準拠法の選択はなかった。次の各場合において、本件契約の準拠法は何国法となるか論ぜよ。(期末試験総点 80 点中 25 点)

- (1) 本件契約の対価として、X は Y に対する一定額の金銭の支払いを約した。
- (2) 本件契約の対価として、X は、Y が翌月に日本に一週間滞在するときに本件契約と同一条件で自分の自家用車を Y に貸し与えることを約した。

第二問

日本に常居所を有する日本人 Y は、甲国法人 X との間で、日本法人 Z の X に対する代金支払債務を保証する契約(本件契約)を締結した。本件契約は、日本において、甲国法を準拠法として、第三者の立ち合いの下、口頭で締結され、保証債務の支払いは、X が保有する日本の銀行口座への振込みの方法による旨が約されていた。甲国法によれば、保証契約は、書面でしていなくとも方式上無効とはならない。Z が代金支払を遅延したため、X は Y を相手取って、日本で訴えを提起し、本件契約の履行を請求した。本件契約は書面でしていないため方式上無効であるとの主張が可能であるか、Y に助言せよ。また、Z が Y の経営する一人会社である場合はどうかも論ぜよ。(期末試験総点 80 点中 30 点)

参考) 日本民法 446 条 2 項

第三問

日本に常居所を有する Y は、甲国に常居所を有する X の不貞行為について、ツイッター上で乙国語を用いて発信した。X は、日本、甲国、および乙国で勢力を有する宗教団体の教祖であり、乙国では同団体の靈感商法による被害が社会問題となっている。X は、Y の発信によって、乙国における自らの名誉が毀損されたと主張し、Y を相手取って日本で訴えを提起して損害賠償および謝罪広告の掲載を請求した。

日本には、「民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である」(公共の利害に関する場合の特例)と判示した最高裁判例(最判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 巻 5 号 1118 頁)があるのに対し、甲国法および乙国法上は、同様の法理は存在しない。また、本件訴えに係る不法行為債権が成立するとすれば、謝罪広告の掲載請求は、日本法上は認められるのに対して、甲国法および乙国法上は認められないものとする。(期末試験総点 80 点中 25 点)

- (1) 本件訴えについて、公共の利害に関する場合の特例は適用されるか。
- (2) 本件訴えに係る不法行為債権が成立するとすれば、謝罪広告の掲載請求は認められるか。